【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年７月17日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　後藤　正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	植松　克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）
（以下、「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注１)トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

(注２)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

（６）【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2018年７月18日から2019年７月17日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（９）【払込期日】

①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドはカナダの高配当株式への投資に加え、「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、高水準のインカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

※当ファンドにおける「株式カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有するカナダ株式に対し、株価指数のコールオプションを売却することをいいます。また、「通貨カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有するカナダドル建て資産に対し、円に対するカナダドルのコールオプションを売却することをいいます。以下、同じです。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式　一般））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

特色1 カナダ株式を実質的な投資対象とし、主に配当利回りに着目した銘柄選定により信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「プリンシパル／ＣＳ カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス（Principal / C S Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class）」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「プリンシパル／ＣＳ カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス」においては、カナダ株式の配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄の中から、個々の企業のファンダメンタルズを勘案して銘柄を選定します。外国投資信託証券における株式の運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCが行います。
- 「プリンシパル／ＣＳ カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス」への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

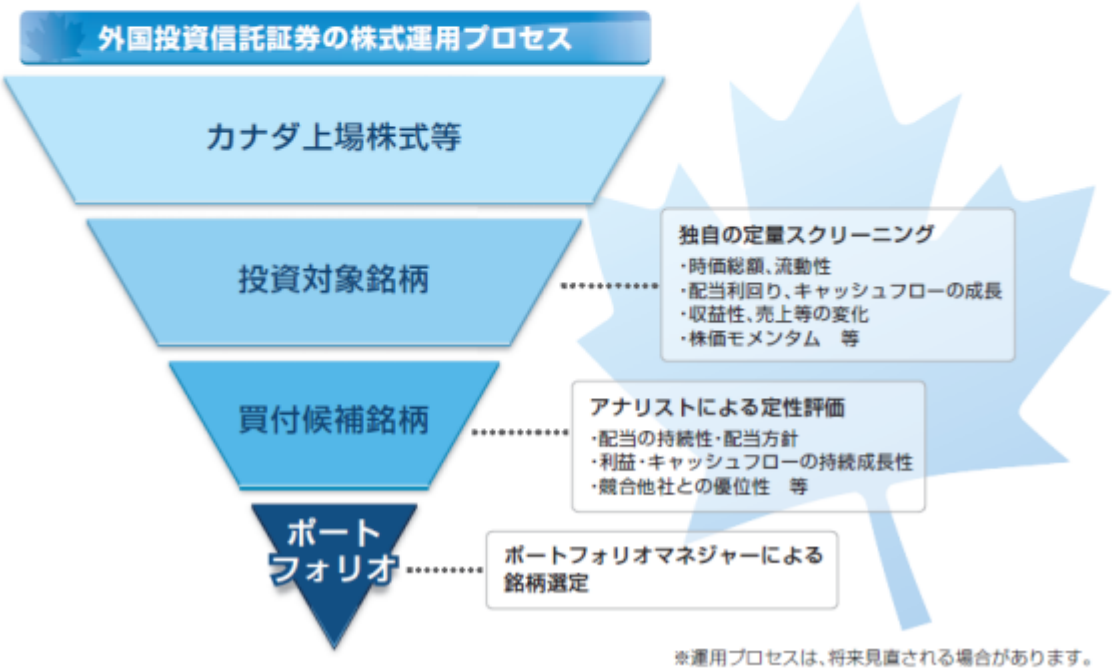

※運用プロセスは、将来見直される場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

特色2 株式への投資に加え、ツインα戦略を行うことで、オプションプレミアム*1の確保を目指します。

- 当ファンドのツインα戦略とは、株式カバードコール戦略と通貨カバードコール戦略の組み合わせのことをいいます。
- 株式カバードコール戦略は、カナダ株価指数（原則としてS&Pトロント60指数とします。）のコールオプション*2の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。
- 通貨カバードコール戦略は、円に対するカナダドルのコールオプション*2の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。
- 各カバードコール戦略は、保有するカナダドル建て資産の評価額の50%程度とします。また、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

  ※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

＊1「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
＊2「コールオプション」とは、対象資産（株式など）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことができる権利をいいます。

特色3 毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

- 決算日は、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

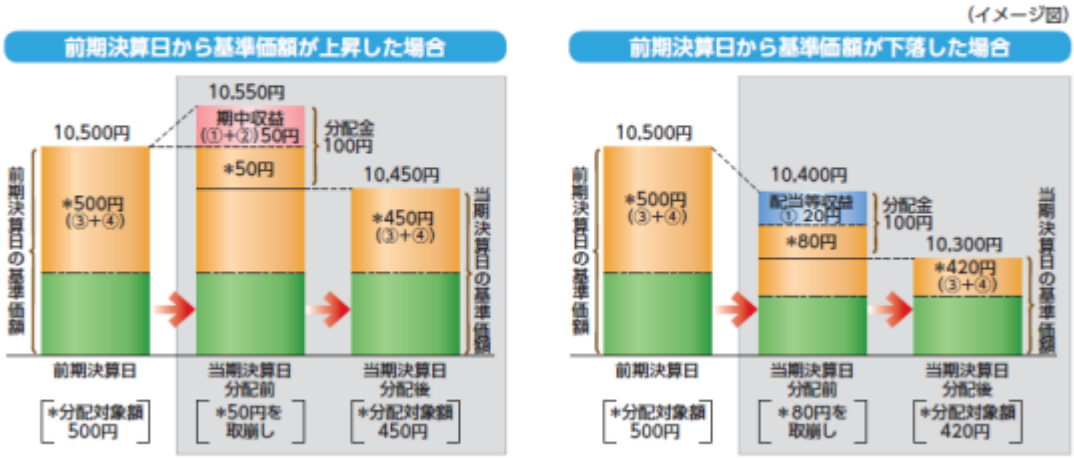

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

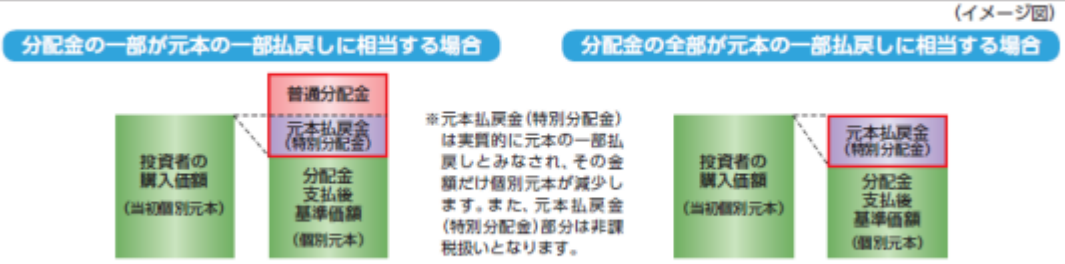

普　通　分　配　金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

ファンドの３つの収益

当ファンドは、カナダの高配当株式への投資に加え、株式カバードコール戦略と通貨カバードコール戦略のふたつのカバードコール戦略（ツインα戦略）を組み合わせることで、高水準のインカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

（イメージ図）

※カナダ高配当株式の運用においては、株式以外に不動産投資信託証券やETF等に投資する場合があります。
※株式カバードコール戦略では、カナダ株価指数(原則としてS&Pトロント60指数とします。)のコールオプションの売りを行います。
※通貨カバードコール戦略では、円に対するカナダドルのコールオプションの売りを行います。
※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。
※配当利回りおよびオプションプレミアムは市場環境等により大きく変動する場合があります。将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
※ツインα戦略によってオプションプレミアムの確保が期待される一方で、株価が下落した場合や対円でカナダドルが下落(円高)した場合には、下落幅に応じた損失を被ることとなります。また、カナダ高配当株式の運用において、常に株価指数に対して超過収益の獲得を保証するものではありません。
(注)上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの仕組み

※当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券では、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて、株価指数オプション取引および通貨オプション取引の損益を享受します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

カバードコール戦略を用いた場合の値動きの特徴について

◆原資産(株価指数など)および原資産に対するカバー率を50%とした場合のカバードコール戦略(以下、当戦略)の値動きの特徴として、主に3つのケースをあげることができます。

◆特に原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース(3のケース)において、原資産価格が横ばい圏で推移したとしても当戦略の価格が下落(時間の経過とともに下落幅が拡大)する可能性があることは留意すべき特徴の一つと言えます。

＊「カバー率」とは、原資産に対するオプションのポジションの割合をいいます。

(注)カバードコール戦略により想定されるオプションプレミアムは考慮していません

（イメージ図）

※原資産および当戦略の価格は当初100として指数化

※カバードコール戦略とは、オプションの権利行使価格を上回る原資産（株価指数など）の値上がり益を放棄するかわりに、オプションプレミアムの確保を目指す投資戦略です。

※上図の横軸（時間（期間））の目盛りは、カバードコール戦略におけるオプションの権利行使期間を表します。オプションの権利行使期間は、オプション取引量が多い1～3ヵ月程度が一般的です。

※上記は、原資産および原資産に対するカバー率を50%とし各期初にカバードコール戦略を構築したと仮定した場合のカバードコール戦略の値動きのイメージであり、カバードコール戦略に対する説明のすべてを網羅したものではありません。

カナダ株式および為替の動向

カナダ株式の推移

④信託金の限度額

信託金の限度額は、4,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2013年４月26日　信託契約締結
2013年４月26日　当ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

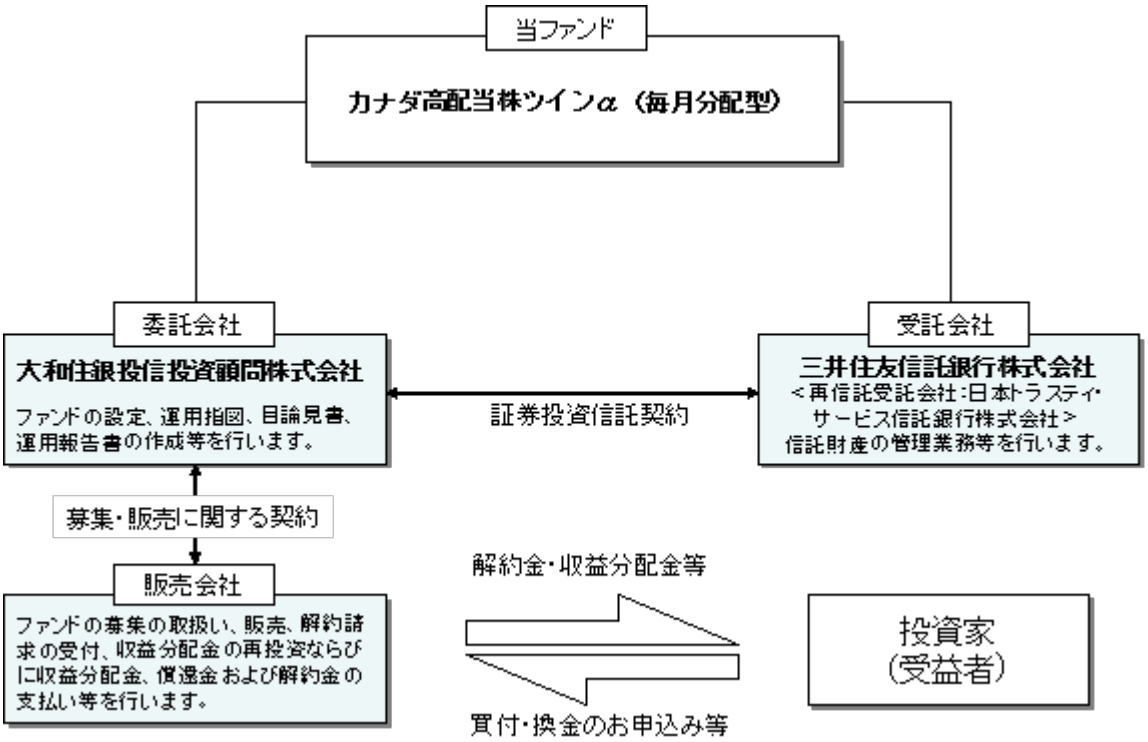

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。

販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況（2018年５月末現在）

・資本金の額　　20億円

・会社の沿革　　1973年６月１日　大和投資顧問株式会社設立
1999年２月18日　証券投資信託委託業の認可取得
1999年４月１日　住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ　ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア　イースト　プラットストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

(１)【投資方針】

①主に円建ての外国投資信託である「Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(２)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class」受益証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、2018年５月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

＜プリンシパル／ＣＳ カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラスの概要＞

ファンド名	Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て
運用目的	主にカナダの金融商品取引所に上場する株式等に投資します（不動産投資信託証券やＥＴＦ等に投資する場合があります。）。 また、スワップ取引を通じて、実質的にカナダ株価指数のコールオプションの売りと円に対するカナダドルのコールオプションの売りを行うことで、高水準のインカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	カナダの株式等を主要投資対象とします。また、スワップ取引を通じて、株価指数オプション取引、通貨オプション取引を活用します。

投資方針	１．主としてカナダの株式等に投資しつつ、株価指数と通貨のカバードコール戦略を組み合わせることで、高水準のインカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。 ＜高配当株式投資戦略＞ ・株式等への投資に当たっては、配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 ・銘柄の選定に当たっては、個々の企業のファンダメンタルズ分析等も勘案します。 ・株式等の運用は、プリンシパル･グローバル･インベスターズＬＬＣが行います。 ＜株式カバードコール戦略＞ ・株式カバードコール戦略は、カナダ株価指数（原則Ｓ＆Ｐトロント60指数）のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。 ・株式カバードコール戦略は、原則として保有するカナダドル建て資産の評価額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ＜通貨カバードコール戦略＞ ・通貨カバードコール戦略は、円に対するカナダドルのコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。 ・通貨カバードコール戦略は、原則として保有するカナダドル建て資産の評価額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ※カバードコール戦略では、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 ※カバードコール戦略については、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて当該戦略を行った場合の投資成果を享受します。 ２．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式等への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の株式等への投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・同一セクターへの投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の50%以内とします。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	管理報酬等：年0.615% 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、受託会社の費用、管理事務費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の報酬等は将来変更される場合があります。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

＜プリンシパル・グローバル・インベスターズＬＬＣの概要＞
・プリンシパル・グローバル・インベスターズＬＬＣは、1879年に米国で設立されたNASDAQ Global Select Market上場の総合金融機関プリンシパル・ファイナンシャル・グループの資産運用会社です。
・同社は、自社の運用に加えて、戦略特化型運用会社を傘下にもち（マルチブティック戦略）、世界の幅広い投資家に対して、多様な運用戦略を提供しています。

＜クレディ・スイス・インターナショナルの概要＞
・クレディ・スイス・インターナショナルは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員で、イギリスおよびウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。
・主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ、およびクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。
・クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

＜キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	―
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年２月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年７月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	―
その他	―

（３）【運用体制】

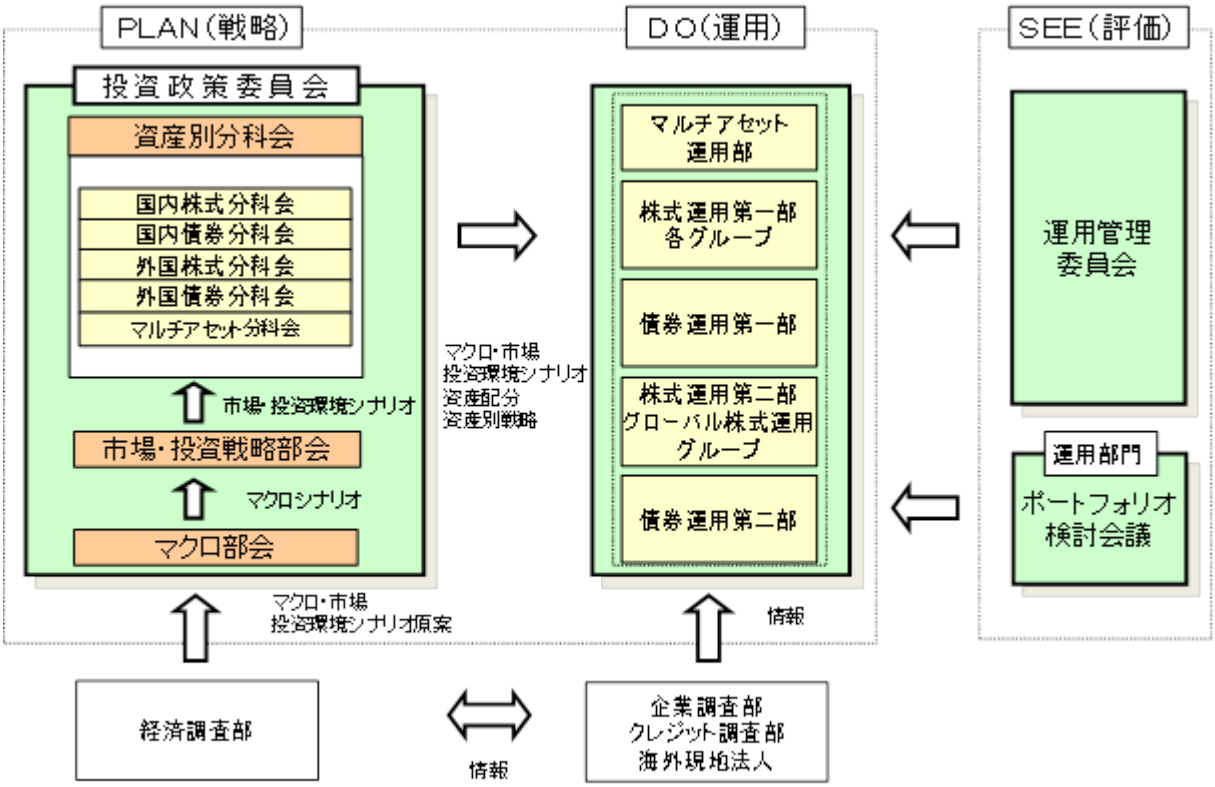

＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、2018年５月末現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

①毎決算時（毎月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

(ニ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ニ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資するとともにオプション取引等デリバティブ取引を行いますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資するとともにオプション取引等デリバティブ取引を行います。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞
当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜カントリーリスク＞
投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)流動性リスク
実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)信用リスク
株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)カバードコール戦略に伴うリスク
・カバードコール戦略においては、株価指数のコールオプションの売却および円に対するカナダドルのコールオプションの売却を行います。このため、株価指数や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合等には売却したオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
・カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の株価指数や為替レートの水準、権利行使価格水準、株価指数や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
・カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日において株価指数や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えずに株式のみに投資した場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
・カバードコール戦略において特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際の株式や為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後株価や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてカナダの高配当株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にカナダの株価指数等にかかるコールオプションの売却を行います。このため、カナダの高配当株式と当該株価指数等が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご留意ください。
・換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等によっては解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
・当初設定時、市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバードコール戦略を十分に行えない場合があります。

(７)スワップ取引に関するリスク

・当ファンドの投資対象である外国投資信託証券におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性があります。
・投資対象の外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が実際に取引するオプション取引に対しては何らの権利も有しておりません。

＜その他の留意点＞

(１)外国投資信託証券への投資について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券からカナダの株式等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

(２)カバードコール戦略におけるオプション評価

オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、オプション取引時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。

ファンドは、オプションの売りの取引を行いますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。

※上記はファンドにおける損益のすべてを示したものではありません。
※ファンドは、カナダドル建て株式への投資を行うとともに、カバードコール戦略において株価指数および円に対するカナダドルのコールオプションの売却を行います。したがって、保有する株式の値上がりもしくは円安・カナダドル高が基準価額の上昇要因となる一方、株価指数の上昇もしくは円安・カナダドル高によるオプションの価値上昇が基準価額の下落要因となります。

(３)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(４)換金請求の受付に関する留意点

取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(５)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(６)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （20名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （14名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （４名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （６名程度）	社内諸規程の統括・管理を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆リスク管理部 （17名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性の点検を行うほか、社内事務フローに係る企画・立案および管理等を行います。
◆運用審査室 （９名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （16名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

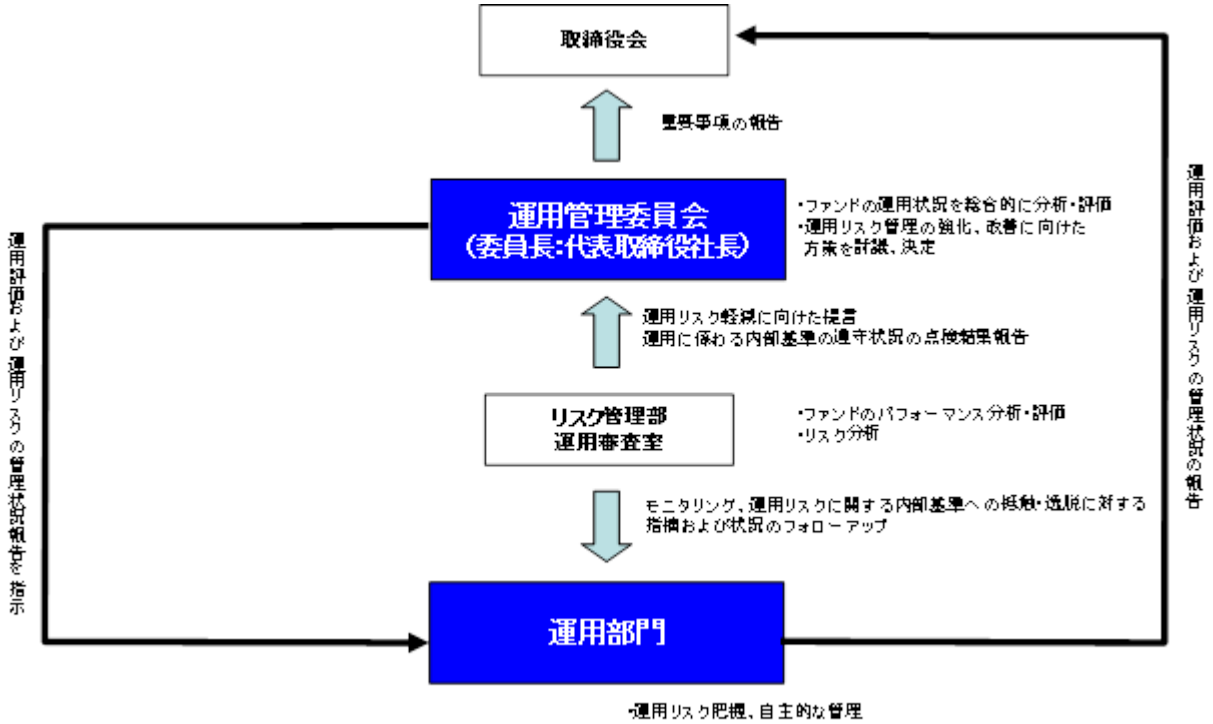

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

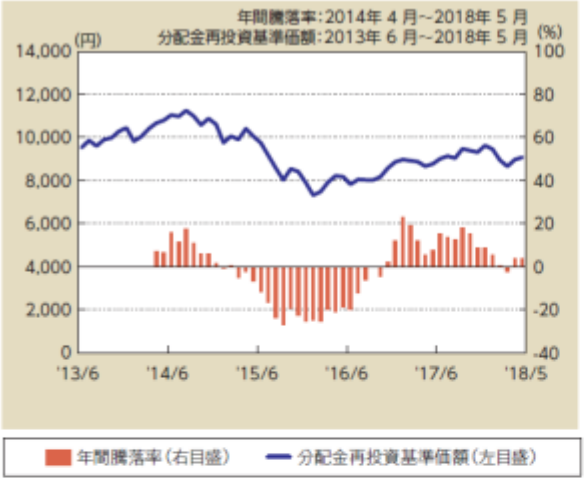

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

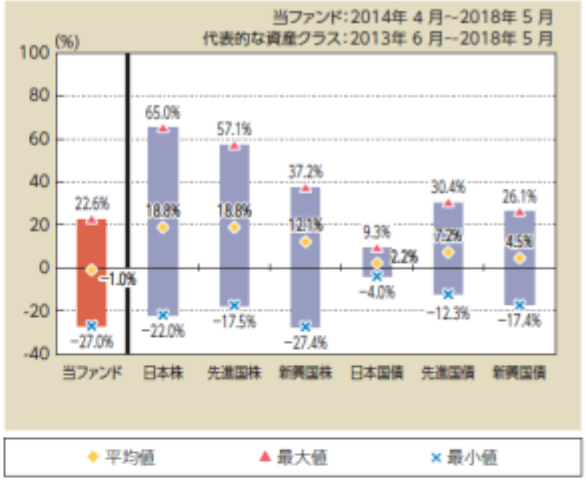

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

(１)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(２)【換金（解約）手数料】

ありません。

(３)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3554%（税抜1.255%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

販売会社別の取扱残高	委託会社	販売会社	受託会社

500億円以下の部分	年率0.43%（税抜）	年率0.80%（税抜）	年率0.025%（税抜）
500億円超の部分	年率0.38%（税抜）	年率0.85%（税抜）	

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.615%かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.9704%（税込）程度です。
※また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、受託会社の費用、管理事務費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用等は当該ファンドが負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることになります。
※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。
※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】
①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末（毎年４月、10月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

（５）【課税上の取扱い】
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

※上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」もあります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は2018年５月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）

（１）【投資状況】

（平成30年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	67,566,124	0.11%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	59,868,943,592	97.06%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,742,755,233	2.83%
純資産総額		61,679,264,949	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成30年５月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	298,152,109,524	0.2048 61,061,743,235	0.2008 59,868,943,592	― ―	97.06%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	66,417,109	1.0172 67,566,124	1.0173 67,566,124	― ―	0.11%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.06%
親投資信託受益証券	0.11%
合計	97.17%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成30年５月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成30年５月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成25年４月26日）	67,519	－	1.0000	－
第１特定期間末 （平成25年10月17日）	126,510	133,610	0.9364	0.9964
第２特定期間末 （平成26年４月17日）	194,731	211,786	0.9032	0.9932
第３特定期間末 （平成26年10月17日）	207,313	229,557	0.7693	0.8593
第４特定期間末 （平成27年４月17日）	248,095	275,923	0.7011	0.7911
第５特定期間末 （平成27年10月19日）	181,606	214,941	0.4976	0.5876
第６特定期間末 （平成28年４月18日）	136,795	159,590	0.3941	0.4581
第７特定期間末 （平成28年10月17日）	110,363	126,023	0.3546	0.4026
第８特定期間末 （平成29年４月17日）	95,043	109,144	0.3348	0.3828
平成29年５月末日	92,260	－	0.3285	－
平成29年６月末日	91,124	－	0.3293	－
平成29年７月末日	91,384	－	0.3259	－
平成29年８月末日	87,265	－	0.3145	－
平成29年９月末日	88,697	－	0.3215	－
第９特定期間末 （平成29年10月17日）	85,858	99,185	0.3114	0.3594
平成29年10月末日	85,621	－	0.3107	－
平成29年11月末日	81,683	－	0.3003	－
平成29年12月末日	80,179	－	0.3022	－
平成30年１月末日	75,165	－	0.2891	－
平成30年２月末日	68,588	－	0.2654	－
平成30年３月末日	62,952	－	0.2486	－
第10特定期間末 （平成30年４月17日）	61,806	74,350	0.2457	0.2937
平成30年４月末日	62,970	－	0.2496	－
平成30年５月末日	61,679	－	0.2476	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月17日）	0.0600
第２特定期間（平成25年10月18日～平成26年４月17日）	0.0900
第３特定期間（平成26年４月18日～平成26年10月17日）	0.0900
第４特定期間（平成26年10月18日～平成27年４月17日）	0.0900
第５特定期間（平成27年４月18日～平成27年10月19日）	0.0900
第６特定期間（平成27年10月20日～平成28年４月18日）	0.0640
第７特定期間（平成28年４月19日～平成28年10月17日）	0.0480
第８特定期間（平成28年10月18日～平成29年４月17日）	0.0480
第９特定期間（平成29年４月18日～平成29年10月17日）	0.0480
第10特定期間（平成29年10月18日～平成30年４月17日）	0.0480

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月17日）	△0.4%
第２特定期間（平成25年10月18日～平成26年４月17日）	6.1%
第３特定期間（平成26年４月18日～平成26年10月17日）	△4.9%
第４特定期間（平成26年10月18日～平成27年４月17日）	2.8%
第５特定期間（平成27年４月18日～平成27年10月19日）	△16.2%
第６特定期間（平成27年10月20日～平成28年４月18日）	△7.9%

第７特定期間（平成28年４月19日～平成28年10月17日）	2.2%
第８特定期間（平成28年10月18日～平成29年４月17日）	8.0%
第９特定期間（平成29年４月18日～平成29年10月17日）	7.3%
第10特定期間（平成29年10月18日～平成30年４月17日）	△5.7%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月17日）	136,239,108,714	1,131,176,143
第２特定期間（平成25年10月18日～平成26年４月17日）	88,585,827,975	8,083,817,506
第３特定期間（平成26年４月18日～平成26年10月17日）	78,555,606,472	24,693,586,287
第４特定期間（平成26年10月18日～平成27年４月17日）	107,924,750,015	23,521,005,542
第５特定期間（平成27年４月18日～平成27年10月19日）	50,007,938,321	38,935,233,062
第６特定期間（平成27年10月20日～平成28年４月18日）	25,178,969,703	42,986,896,512
第７特定期間（平成28年４月19日～平成28年10月17日）	13,916,483,836	49,852,017,235
第８特定期間（平成28年10月18日～平成29年４月17日）	24,633,896,752	51,924,351,418
第９特定期間（平成29年４月18日～平成29年10月17日）	35,143,280,862	43,322,940,807
第10特定期間（平成29年10月18日～平成30年４月17日）	16,559,598,911	40,720,505,940

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）投資状況

（平成30年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	302,625,400	6.97%
特殊債券	日本	1,814,445,634	41.82%
社債券	日本	702,794,600	16.20%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,518,925,500	35.01%
純資産総額		4,338,791,134	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成30年５月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	6政保地方公共6年 日本	特殊債券 ―	650,000,000	100.09 650,624,000	100.04 650,261,300	0.2450 2018/07/30	14.99%
2	67 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	390,000,000	101.15 394,500,600	100.67 392,641,860	1.6000 2018/10/31	9.05%
3	64 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	319,000,000	101.59 324,078,480	100.40 320,297,054	1.6000 2018/08/29	7.38%
4	66 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	210,000,000	100.96 212,018,100	100.49 211,044,540	1.5000 2018/09/28	4.86%
5	304 北海道電力 日本	社債券 ―	100,000,000	101.63 101,637,000	101.52 101,527,900	1.7030 2019/04/25	2.34%
6	71 共同発行地方 日本	地方債証券 ―	100,000,000	101.34 101,348,000	101.10 101,109,500	1.5100 2019/02/25	2.33%
7	20-16 兵庫県公債 日本	地方債証券 ―	100,000,000	101.13 101,134,000	101.02 101,028,700	1.6000 2019/01/23	2.33%
8	357 中国電力 日本	社債券 ―	100,000,000	100.54 100,542,000	100.52 100,527,200	1.6580 2018/09/25	2.32%
9	467 関西電力 日本	社債券 ―	100,000,000	100.74 100,743,000	100.50 100,507,100	1.6700 2018/09/20	2.32%
10	464 名古屋市債 日本	地方債証券 ―	100,000,000	100.72 100,725,000	100.48 100,487,200	1.6100 2018/09/20	2.32%
11	18 政保政策投資C 日本	特殊債券 ―	100,000,000	100.25 100,257,000	100.16 100,161,900	0.2400 2019/01/21	2.31%
12	3 セブンアンドアイ 日本	社債券 ―	100,000,000	101.64 101,642,000	100.10 100,105,000	1.9400 2018/06/20	2.31%
13	41 鹿島建設 日本	社債券 ―	100,000,000	100.16 100,167,000	100.09 100,098,500	0.7100 2018/07/19	2.31%
14	25 ホンダフアイナンス 日本	社債券 ―	100,000,000	100.46 100,469,000	100.02 100,028,800	0.5540 2018/06/20	2.31%

15	55 日本政策金融 日本	特殊債券 ―	100,000,000	100.00 100,007,000	100.00 100,000,900	0.0010 2018/08/09	2.30%
16	48 野村ホールディング 日本	社債券 ―	100,000,000	100.17 100,172,000	100.00 100,000,100	0.2450 2018/06/08	2.30%
17	886 政保公営企業 日本	特殊債券 ―	40,000,000	101.51 40,606,400	100.09 40,038,080	1.8000 2018/06/19	0.92%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	41.82%
社債券	16.20%
地方債証券	6.97%
合計	64.99%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
（平成30年５月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成30年５月末現在）
該当事項はありません。

（参考情報）

2018年5月31日 現在

基準価額・純資産の推移 (設定日～2018年5月31日)

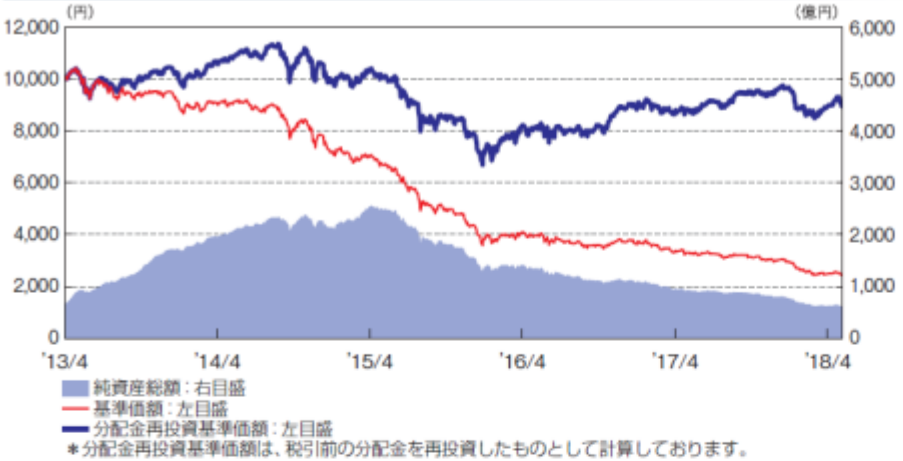

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

2018年 5 月	50円
2018年 4 月	80円
2018年 3 月	80円
2018年 2 月	80円
2018年 1 月	80円
直近1年間累計	930円
設定来累計	6,810円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class	97.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.1%

＊投資比率は純資産総額対比

■参考情報(上位10銘柄)

プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラス

	投資銘柄	業種	投資比率
1	トロント・ドミニオン銀行	金融	7.5%
2	カナダロイヤル銀行	金融	6.7%
3	バンク・オブ・ノバスコシア	金融	5.8%
4	サンコア・エナジー	エネルギー	5.1%
5	バンク・オブ・モントリオール	金融	3.8%
6	カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマース	金融	3.5%
7	カナディアン・ナチュラルリソーシズ	エネルギー	3.2%
8	トランスカナダ	エネルギー	2.8%
9	カナディアン・パシフィック鉄道	資本財サービス	2.7%
10	テリュース	電気通信サービス	2.5%

＊投資比率はプリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド ツインαクラスの組入株式等の時価評価額合計対比
＊業種は世界産業分類基準(GICS)

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	6政保地方公共6年	特殊債券	15.0%
2	67 政保道路機構	特殊債券	9.0%
3	64 政保道路機構	特殊債券	7.4%
4	66 政保道路機構	特殊債券	4.9%
5	304 北海道電力	社債券	2.3%
6	71 共同発行地方	地方債証券	2.3%
7	20-16 兵庫県公債	地方債証券	2.3%
8	357 中国電力	社債券	2.3%
9	467 関西電力	社債券	2.3%
10	464 名古屋市債	地方債証券	2.3%

＊投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

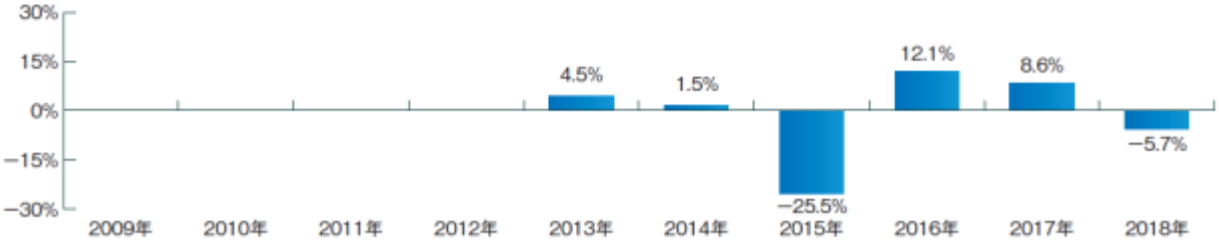

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年4月26日)から年末までの収益率、2018年は5月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日

の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

(２)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(３)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(４)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でトロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額とします。

＊信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。
□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2013年４月26日）から2023年４月17日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（５）その他　①信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(４)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(５)【その他】

①信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」

をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用にかかる報告等開示方法

イ．委託会社は、特定期末（毎年４月、10月に属する計算期末）から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

＜募集・販売契約＞

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成29年10月18日から平成30年４月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成29年10月17日現在	当期 平成30年４月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,599,734,213	4,107,427,834
投資信託受益証券	83,172,647,605	59,853,250,648
親投資信託受益証券	67,579,408	67,566,124
未収入金	－	37,061,792
流動資産合計	88,839,961,226	64,065,306,398
資産合計	88,839,961,226	64,065,306,398
負債の部		
流動負債		
未払金	467,391,125	－
未払収益分配金	2,205,878,705	2,012,591,448
未払解約金	215,353,292	177,010,879
未払受託者報酬	1,832,484	1,352,115
未払委託者報酬	90,158,623	66,524,832
その他未払費用	1,293,993	1,255,829
流動負債合計	2,981,908,222	2,258,735,103
負債合計	2,981,908,222	2,258,735,103
純資産の部		
元本等		
元本	275,734,838,138	251,573,931,109
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 189,876,785,134	△ 189,767,359,814
（分配準備積立金）	29,005,268,955	13,110,843,064
元本等合計	85,858,053,004	61,806,571,295
純資産合計	85,858,053,004	61,806,571,295
負債純資産合計	88,839,961,226	64,065,306,398

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年４月18日 至 平成29年10月17日	当期 自 平成29年10月18日 至 平成30年４月17日
営業収益		
受取利息	13,847	8,490
有価証券売買等損益	7,382,001,376	△ 4,062,151,555
営業収益合計	7,382,015,223	△ 4,062,143,065
営業費用		
支払利息	1,150,795	868,573
受託者報酬	12,278,407	10,188,280
委託者報酬	604,100,819	501,267,244
その他費用	1,293,993	1,258,218
営業費用合計	618,824,014	513,582,315
営業利益又は営業損失（△）	6,763,191,209	△ 4,575,725,380
経常利益又は経常損失（△）	6,763,191,209	△ 4,575,725,380
当期純利益又は当期純損失（△）	6,763,191,209	△ 4,575,725,380
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	26,969,612	△ 24,493,192
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 188,870,561,571	△ 189,876,785,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,299,142,672	29,017,442,560
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,299,142,672	29,017,442,560
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,713,653,862	11,813,055,896
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,713,653,862	11,813,055,896
分配金	13,327,933,970	12,543,729,156
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 189,876,785,134	△ 189,767,359,814

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成29年10月18日 至　平成30年４月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成29年10月17日現在	当期 平成30年４月17日現在
１．元本状況		
期首元本額	283,914,498,083円	275,734,838,138円
期中追加設定元本額	35,143,280,862円	16,559,598,911円
期中一部解約元本額	43,322,940,807円	40,720,505,940円
２．受益権の総数	275,734,838,138口	251,573,931,109口
３．元本の欠損		
	189,876,785,134円	189,767,359,814円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成29年４月18日
至　平成29年10月17日

分配金の計算過程
第47期計算期間末（平成29年５月17日）に、投資信託約款に基づき計算した75,113,766,827円 （１万口当たり2,678.76円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,243,242,300円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	27,924,065,227円
分配準備積立金	47,189,701,600円
分配可能額	75,113,766,827円
（１万口当たり分配可能額）	(2,678.76円)
収益分配金	2,243,242,300円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第48期計算期間末（平成29年６月19日）に、投資信託約款に基づき計算した72,107,754,292円 （１万口当たり2,598.92円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,219,618,898円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益 （費用控除後）	0円
収益調整金	28,225,512,554円
分配準備積立金	43,882,241,738円
分配可能額	72,107,754,292円
（１万口当たり分配可能額）	(2,598.92円)
収益分配金	2,219,618,898円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第49期計算期間末（平成29年７月18日）に、投資信託約款に基づき計算した69,985,594,264円 （１万口当たり2,519.08円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,222,572,782円 （１万口当たり80円）を分配しております。

当期
自　平成29年10月18日
至　平成30年４月17日

分配金の計算過程
第53期計算期間末（平成29年11月17日）に、投資信託約款に基づき計算した60,083,608,203円 （１万口当たり2,199.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,185,162,854円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	31,662,181,865円
分配準備積立金	28,421,426,338円
分配可能額	60,083,608,203円
（１万口当たり分配可能額）	(2,199.69円)
収益分配金	2,185,162,854円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第54期計算期間末（平成29年12月18日）に、投資信託約款に基づき計算した56,703,997,040円 （１万口当たり2,119.88円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,139,894,433円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益 （費用控除後）	0円
収益調整金	31,257,152,609円
分配準備積立金	25,446,844,431円
分配可能額	56,703,997,040円
（１万口当たり分配可能額）	(2,119.88円)
収益分配金	2,139,894,433円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第55期計算期間末（平成30年１月17日）に、投資信託約款に基づき計算した53,810,510,274円 （１万口当たり2,040.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,110,193,495円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	29,354,984,745円
分配準備積立金	40,630,609,519円
分配可能額	69,985,594,264円
（１万口当たり分配可能額）	(2,519.08円)
収益分配金	2,222,572,782円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第50期計算期間末（平成29年８月17日）に、投資信託約款に基づき計算した68,070,725,198円 （１万口当たり2,439.26円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,232,502,049円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後）	0円
収益調整金	30,661,172,484円
分配準備積立金	37,409,552,714円
分配可能額	68,070,725,198円
（１万口当たり分配可能額）	(2,439.26円)
収益分配金	2,232,502,049円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第51期計算期間末（平成29年９月19日）に、投資信託約款に基づき計算した65,006,276,789円 （１万口当たり2,359.45円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,204,119,236円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	30,928,212,831円
分配準備積立金	34,078,063,958円
分配可能額	65,006,276,789円
（１万口当たり分配可能額）	(2,359.45円)
収益分配金	2,204,119,236円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第52期計算期間末（平成29年10月17日）に、投資信託約款に基づき計算した62,855,745,662円 （１万口当たり2,279.57円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,205,878,705円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	31,644,598,002円
分配準備積立金	31,211,147,660円
分配可能額	62,855,745,662円
（１万口当たり分配可能額）	(2,279.57円)
収益分配金	2,205,878,705円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	31,084,120,696円
分配準備積立金	22,726,389,578円
分配可能額	53,810,510,274円
（１万口当たり分配可能額）	(2,040.02円)
収益分配金	2,110,193,495円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第56期計算期間末（平成30年２月19日）に、投資信託約款に基づき計算した50,581,828,768円 （１万口当たり1,960.20円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,064,348,631円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後）	0円
収益調整金	30,589,520,247円
分配準備積立金	19,992,308,521円
分配可能額	50,581,828,768円
（１万口当たり分配可能額）	(1,960.20円)
収益分配金	2,064,348,631円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第57期計算期間末（平成30年３月19日）に、投資信託約款に基づき計算した47,749,817,758円 （１万口当たり1,880.34円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,031,538,295円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後）	0円
収益調整金	30,296,907,024円
分配準備積立金	17,452,910,734円
分配可能額	47,749,817,758円
（１万口当たり分配可能額）	(1,880.34円)
収益分配金	2,031,538,295円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

第58期計算期間末（平成30年４月17日）に、投資信託約款に基づき計算した45,294,361,910円 （１万口当たり1,800.44円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,012,591,448円 （１万口当たり80円）を分配しております。

配当等収益	0円
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	30,170,927,398円
分配準備積立金	15,123,434,512円
分配可能額	45,294,361,910円
（１万口当たり分配可能額）	(1,800.44円)
収益分配金	2,012,591,448円
（１万口当たり収益分配金）	(80円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成29年10月18日 至　平成30年４月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成30年４月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成29年10月17日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	―
投資信託受益証券	156,502,954
合計	156,502,954

当期（平成30年４月17日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△6,642
投資信託受益証券	1,412,692,376
合計	1,412,685,734

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成29年10月17日現在）
該当事項はありません。

当期（平成30年４月17日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成29年10月18日　至　平成30年４月17日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成29年10月17日現在	当期 平成30年４月17日現在
１口当たり純資産額 0.3114円 「１口＝１円（10,000口＝3,114円）」	１口当たり純資産額 0.2457円 「１口＝１円（10,000口＝2,457円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class	307,254,880,126	59,853,250,648	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	66,417,109	67,566,124	
合計　２銘柄			307,321,297,235	59,920,816,772	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成29年10月17日現在 金額（円）	平成30年４月17日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	778,693,340	1,775,651,553
地方債証券	－	201,962,800
特殊債券	1,890,961,287	1,816,486,335
社債券	803,171,400	501,148,600
未収利息	6,638,282	3,751,673
前払費用	1,589,544	1,289,406
流動資産合計	3,481,053,853	4,300,290,367
資産合計	3,481,053,853	4,300,290,367
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,619,487	16,489,951
その他未払費用	－	7,818
流動負債合計	12,619,487	16,497,769
負債合計	12,619,487	16,497,769
純資産の部		
元本等		
元本	3,408,623,543	4,210,853,118
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	59,810,823	72,939,480
元本等合計	3,468,434,366	4,283,792,598
純資産合計	3,468,434,366	4,283,792,598
負債純資産合計	3,481,053,853	4,300,290,367

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成29年10月18日 至　平成30年４月17日

１．有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成29年10月17日現在	平成30年４月17日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	3,696,630,694円	3,408,623,543円
期中追加設定元本額	3,332,187,462円	2,823,637,772円
期中一部解約元本額	3,620,194,613円	2,021,408,197円
元本の内訳		
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	203,042,925円	246,137,450円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	66,491,267円	77,195,841円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	48,413,470円	37,455,602円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	18,014,236円	22,619,141円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	79,849,464円	103,023,929円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	67,612,544円	76,371,836円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	35,172,044円	45,956,702円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	112,697,675円	134,490,846円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	26,812,588円	30,496,318円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	716,141,058円	906,218,443円
ＤＣ日本国債プラス	－	846,836,126円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	101,305,861円	84,777,896円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	341,624,300円	294,416,053円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	12,865,927円	13,315,462円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	349,603,960円	458,998,155円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	15,680,161円	12,431,109円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	211,003,729円	232,672,232円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	329,593,790円	279,729,363円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー･ポートフォリオ）	254,847,407円	85,206,556円
エマージング好配当株オープン　マネー･ポートフォリオ	2,955,403円	3,265,692円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,890,805円	2,162,946円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,585,981円	1,310,927円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,561,360円	1,267,256円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	2,503,138円	1,463,138円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）	9,571,523円	6,952,785円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,104,068円	38,102,988円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース	28,074,663円	27,104,154円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	2,312,516円	2,030,732円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	984,149円	990,350円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円	9,783円
株式＆通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株２２５・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株２２５・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株２２５・資源３通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルＣＢオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルＣＢオープン・円コース	827,757円	827,757円

グローバルＣＢオープン（マネープールファンド）	11,840,342円	8,717,265円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年２回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	383,039円	444,703円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	5,971,044円	5,273,506円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	2,567,864円	2,567,864円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド（ヘッジ付）（適格機関投資家限定）	186,695,490円	－
合計	3,408,623,543円	4,210,853,118円
２．受益権の総数	3,408,623,543口	4,210,853,118口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成29年10月18日 至　平成30年４月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年４月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成29年10月17日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
特　殊　債　券	△6,307,898

社　債　券	△1,676,200
合計	△7,984,098

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年７月26日から平成29年10月17日まで）を指しております。

（平成30年４月17日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	△110,200
特　殊　債　券	△5,605,245
社　債　券	△1,918,400
合計	△7,633,845

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年７月26日から平成30年４月17日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成29年10月17日現在）
該当事項はありません。

（平成30年４月17日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成29年10月18日　至　平成30年４月17日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成29年10月17日現在	平成30年４月17日現在
１口当たり純資産額 1.0175円 「１口＝１円（10,000口＝10,175円）」	１口当たり純資産額 1.0173円 「１口＝１円（10,000口＝10,173円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	71 共同発行地方	100,000,000	101,286,800	
	地方債証券	464 名古屋市債	100,000,000	100,676,000	
	特殊債券	18 政保政策投資C	100,000,000	100,189,100	
	特殊債券	64 政保道路機構	319,000,000	320,899,645	
	特殊債券	66 政保道路機構	210,000,000	211,418,970	
	特殊債券	67 政保道路機構	390,000,000	393,414,450	
	特殊債券	886 政保公営企業	40,000,000	40,122,120	
	特殊債券	6政保地方公共6年	650,000,000	650,451,750	
	特殊債券	55 日本政策金融	100,000,000	99,990,300	
	社債券	17 積水ハウス	100,000,000	100,000,000	
	社債券	3 セブンアンドアイ	100,000,000	100,334,800	
	社債券	25 ホンダファイナンス	100,000,000	100,088,700	
	社債券	48 野村ホールディング	100,000,000	100,019,600	
	社債券	467 関西電力	100,000,000	100,705,500	
合計　14銘柄			2,509,000,000	2,519,597,735	

＜参考＞
当ファンドは、「Principal/CS Canadian Equity Income Fund Twin Alpha Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
※なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

当該ファンドは、2017年3月31日に計算期間が終了し、国際財務報告基準（以下、「IFRSs」という。）に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「包括利益計算書」、「受益者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュフロー計算書」及び「財務諸表に関する注記」は、「Principal/ＣＳ Canadian Equity Income Fund」の2017年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものです。

貸借対照表

	2017年3月31日 現在 （日本円）	2016年3月31日 現在 （日本円）
資産の部		
現金	1,248,464,367	271,935,399
有価証券、公正価値 （取得原価：2017年：89,008,779,729円） （取得原価：2016年：144,179,449,257円）	96,802,869,246	138,134,918,148
スワップ、公正価値 （プレミアム受取り：2017年：21,074,540円） （プレミアム受取り：2016年：なし）	300,311,119	-
未収金	329,512,511	2,956,477,652
発行未収金	179,930,914	-
その他未収金	238,295,702	363,280,627
資産合計	99,099,383,859	141,726,611,826
負債の部		
スワップ、公正価値 （プレミアム支払い：2017年：なし） （プレミアム支払い：2016年：176,680,248円）	-	529,198,095
未払金	1,001,249,092	1,612,046,982
未払費用	161,949,021	767,735,656
買戻未払金	145,451,801	297,375,708
負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）	1,308,649,914	3,206,356,441
受益者に帰属する純資産	97,790,733,945	138,520,255,385
内訳：		
Twin Alpha Class Units	97,687,713,131	137,782,945,913
JPY Class Units	103,020,814	737,309,472
発行済み受益証券数：		
Twin Alpha Class Units	508,613,564,815	494,937,293,623
JPY Class Units	147,956,967	1,056,683,277
1口当り純資産額：		
Twin Alpha Class Units	0.192	0.278
JPY Class Units	0.696	0.698

包括利益計算書

	2017年3月31日に 終了した年度 （日本円）	2016年3月31日に 終了した年度 （日本円）
有価証券に係る（損）益	13,759,631,633	(55,275,248,764)

受取配当金（源泉税控除後） （源泉税：2017年：931,989,150円） （源泉税：2016年：1,847,642,929円）	2,822,072,444	5,611,127,193
外国為替取引に係る損失	(124,431,985)	(217,893,032)
スワップ（損）益	(1,326,179,944)	8,114,845,490
（損）益合計	15,131,092,148	(41,767,169,113)
助言料	458,855,861	746,606,371
保管管理費用	12,601,147	16,895,192
仲介手数料	246,406,692	400,955,039
取引費用	188,303,029	487,188,561
その他費用（受託会社及び名義書換代理人報酬）	4,532,693	5,176,906
費用合計	910,699,422	1,656,822,069
分配前の受益者に帰属する純資産の変動額	14,220,392,726	(43,423,991,182)
受益者に対する分配金	(59,133,225,242)	(94,782,304,899)
分配後の受益者に帰属する純資産の変動額	(44,912,832,516)	(138,206,296,081)

受益者に帰属する純資産変動計算書

	（日本円）
期末（2015年3月31日）	225,652,042,124
受益証券の発行	136,552,214,406
受益証券の買戻	(85,477,705,064)
受益者に帰属する純資産の変動	(138,206,296,081)
期末（2016年3月31日）	138,520,255,385
受益証券の発行	68,138,356,636
受益証券の買戻	(63,955,045,560)
受益者に帰属する純資産の変動	(44,912,832,516)
期末（2017年3月31日）	97,790,733,945

キャッシュフロー計算書

	2017年3月31日に終了した年度（日本円）	2016年3月31日に終了した年度（日本円）
営業活動		
分配前の受益者に帰属する純資産の変動	14,220,392,726	(43,423,991,182)
有価証券購入(1)	(40,502,013,893)	(168,745,019,018)
有価証券売却(1)	94,764,185,214	199,533,773,847
調　整（現金を含まない科目）：		
株式投資に係る損（益）	(13,033,355,658)	53,420,274,692
スワップ取引に係る損（益）	(726,275,975)	1,854,974,072

現金以外の資産変動：		
未収入金	2,626,965,141	1,056,267,104
その他未収入金	124,984,925	919,753,611
未払金	(610,797,890)	(3,990,792,720)
未払費用	(605,786,635)	438,457,181
営業活動による正味キャッシュフロー　合計	56,258,297,955	41,063,697,587
投資活動		
受益証券の発行(3)	8,825,200,480	42,958,975,016
受益証券の買戻(2)	(64,106,969,467)	(85,180,329,356)
投資活動による正味キャッシュフロー　合計	(55,281,768,987)	(42,221,354,340)
現金の増減	976,528,968	(1,157,656,753)
現金の期首残高	271,935,399	1,429,592,152
現金の期末残高	1,248,464,367	271,935,399
営業活動によるキャッシュフローに係る補足情報		
受取配当金	2,822,072,444	5,611,127,193

(1)有価証券購入及び有価証券売却は、合計で188,303,029円の取引費用を除く。

（2016年3月31日に終了した期間の取引費用: 487,188,561円）

(2)受益証券の買戻は、140,388,154円の買戻費用を含む（2016年3月31日：184,588,300円）。

(3)受益証券の発行は、59,133,225,242円の分配金支払後の数値（2016年3月31日：94,782,304,899円）。

後述の注記は、本財務諸表の一部である。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2017年3月31日現在

重要な会計方針

下記に定めた重要な会計方針は本トラストによって一貫して適用されている。

(a) 金融資産及び金融負債

(i) 分類

本トラストでは株式投資ならびにスワップへの投資を金融資産／負債として分類している。金融資産は、貸付金、未収金、発行にかかる未収金、その他未収金ならびに未決済取引にかかる未収金で構成されている。貸付金、未収金は、市場で取引されていない固定または決定可能な支払額を付された非デリバティブ金融資産である。償却原価で計上されている金融負債は、未払費用、買い戻しにかかる未払金ならびに未決済取引にかかる未払金を含む。

(ii) 認識

損益を通じた公正価値に基づく金融資産及び金融負債は、当初、本トラストが当該商品の契約条項の当事者となった取引日に認識される。その他の金融資産及び負債は、発生主義にて認識される。

金融負債は、当事者の一方が義務を履行しない、あるいは当該契約がIAS第39号を適用しないデリバティブ契約でない限りにおいては認識されない。

(iii)　測定

損益を通じた公正価値に基づく金融資産及び金融負債は、当初、公正価値で測定され、取引費用は包括利益計算書で認識される。損益を通じた公正価値に基づかない金融資産および金融負債は、当初、取得または発行に直接起因する取引費用を公正価値に加算して測定される。

当初認識の後、損益を通じた公正価値に基づく金融資産および金融負債は、すべて公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上される。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、実効金利法に基づく償却原価から減損損失がある場合はそれを控除した金額で計上される。当該金融商品の短期／即時の特性により、当該金額は公正価値に近似すると考えられる。

「公正価値」とは、測定日時点の市場参加者間の秩序立った取引において、ある資産を売却することにより受け取るであろう価格、またはある負債を譲渡することにより支払うであろう価格である。

入手可能な場合には、本トラストは当該商品の活発な市場における取引価格を用いて公正価値を測定する。取引価格が容易かつ頻繁に入手でき、かつアームスレングスの原則に基づいて実際に頻繁に市場取引が行われていると示されれば、市場は活発とみなされる。金融商品の市場が活発でないときには、本トラストは評価技法を用いて公正価値を算出する。評価技法は、精通していて意欲的な参加者が行ったアームスレングス取引の使用、実質的に同一のその他の商品の最新の公正価値とその他の値付けモデルの参照が含まれる。

選択された評価技法は、市場インプットを最大限に活用し、本トラスト固有の推定値を極力排除し、市場参加者が価格形成をする際に考慮するあらゆる要素を組み入れ、かつ金融商品の値付けについて容認できる経済学的方法と整合している。評価技法へのインプットは、当該金融商品固有のリスク／リターン要素に関する市場の期待、測定値を合理的に表明している。本トラストは評価技法を調整し、同一商品の観測可能な現在の市場取引の価格を用いて、またはあらゆる入手可能な他の観測可能な市場データに基づき、有効性のテストを実施する。

有価証券売却にかかる実現損益は加重平均原価法を用いて算出される。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価格または当期中に購入した場合には取引価格と、期末における帳簿価格との差分である。有価証券の実現／未実現損益は包括利益計算書に計上される。

(iv) スワップへの投資

スワップへの投資は公正価値で計上される。スワップの価値は、代表的なカナダ株式指数の公正価値、カナダ・ドル／日本円の為替レートおよび売却されたコール・オプションの公正価値に基づく。スワップは「ツイン・アルファ・クラス」にて投資される。

(v) 有価証券への投資

本トラストは、活発な市場における入手可能な取引価格があり、測定日において最終取引価格で評価される、上場有価証券を保有している。本トラストの保有証券は、カナダの1つ以上の証券取引所で活発に取引されている。

(vi) 認識の中止

本トラストは、金融資産からのキャッシュ・フローについての契約上の権利が終了するか、金融資産を譲渡し、かつ当該譲渡がIAS第39号の要件に準拠した認識の中止に適合したときに、当該金融資産の認識を中止する。

本トラストは、契約上の義務が解除、解約または終了した金融負債を認識中止する。

(b) 現金

現金は、国際的な金融機関の預金口座に預けられている満期が3カ月以下の預金を含む。

(c) 金融商品の相殺

本トラストが認識金額を相殺する法的権利を持ち、純額ベースで決済するか、または資産を換金すると同時に負債を決済する意図を持っている場合に限り、金融資産及び負債は相殺され、そのネット金額が貸借対照表に記載される。

(d) 未決済取引にかかる未収金／未払金

未決済取引にかかる未収金または未払金は、売却または購入したものの貸借対照表日に決済されていない投資に関する未収金または未払金を表す。

(e) 買い戻しにかかる未払金

買い戻しにかかる未払金は、本トラストが受益証券を買い戻ししたものの貸借対照表の日付に決済されていない支払を表す。

(f) 発行にかかる未収金

発行にかかる未収金は、受益者に対して受益証券が発行されたものの貸借対照表の日付に決済されていない受け取りを表す。

(g) 受取利息および受取配当金

受取利息および受取配当金は発生主義で認識される。

(h) 費用

すべての費用は、包括利益計算書に発生主義で認識される。

(i) 分配金

有資格の受益者に支払われる分配金は、包括利益計算書に発生主義で認識される。

(j) スワップ損益

スワップ損益は、スワップの契約条件に沿って発生主義で包括利益計算書に認識される。

(k) 外貨換算

外貨建ての投資、その他の資産、負債は、評価日に日本円に換算される。外貨建ての証券売買、収入、費用は、取引日に日本円に換算される。

外貨建ての投資、その他の取引にかかる為替レートの変動から生じるネットの実現外国為替差損益は、包括利益計算書の当該投資の純利益および外国為替の純利益に含まれる。

(l) 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産

受託会社は、マスター・トラスト証書および補遺インフォメーション・メモランダムの条項に従い、本トラストの受益者のために、本トラストの資産を信託基金の中に保有する。本トラストは、金融商品の契約条件に従い、発行済み金融商品を金融負債または資本に分類する。本トラストは買戻可能受益証券を二種類発行している。両クラスは本トラストの金融商品のうちで最も劣後するクラスで、受益証券はあらゆる重要な点で同等(rank pari passu)である。両クラスは、ポートフォリオ資産、買戻手数料、分配率、最小発行金額以外、同一の条件を有する。買戻可能受益証券は、受益者に対し、各買い戻し日及び本トラストの清算時において、純資産における持ち分に応じた金額での現金による買い戻しを求めることが可能な権利を提供する。

金融商品の各クラスの異なる商品性により、本トラストの買戻可能受益証券は金融負債と分類される。

(m) 一口当たり純資産額

一口当たり純資産額は、マスター・トラスト証書に基づき、買戻可能受益証券の受益者に帰属する本トラストの純資産を、各クラスの発行済み受益証券総数で除して算出される。

(n) 税金

本トラストは、ケイマン諸島で得た収入、利益またはキャピタル・ゲインにつき税の支払いを免除されている。本トラストはマスター・トラストの設立日から50年間にわたり、すべての地方税、事業所得税及び資本税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、財務諸表には所得税引当金は計上されない。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
（平成30年５月末現在）

カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）

Ⅰ　資産総額	62,098,678,079	円
Ⅱ　負債総額	419,413,130	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	61,679,264,949	円
Ⅳ　発行済数量	249,076,432,427	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.2476	円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	4,341,689,120	円
Ⅱ　負債総額	2,897,986	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,338,791,134	円
Ⅳ　発行済数量	4,265,063,593	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0173	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者に対する特典

ありません。

４　受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（2018年５月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役１名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の３分の２以上が出席し、その８分の５以上をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

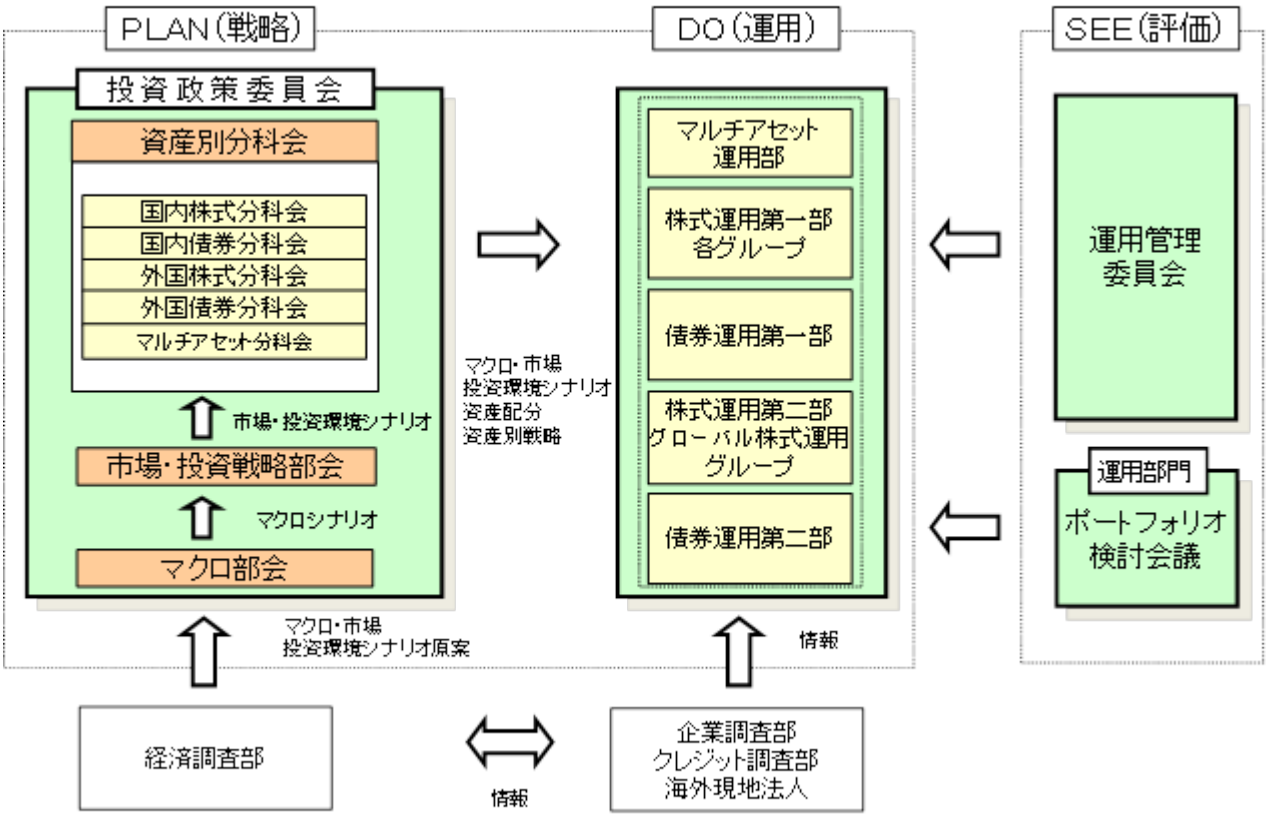

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により1999年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年５月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、413本であり、その純資産総額は、約3,425,228百万円です（なお、親投資信託131本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	26	68,492百万円
追加型株式投資信託	305	3,061,723百万円
単位型公社債投資信託	82	295,011百万円
合計	413	3,425,228百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第46期事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		21,770,643	21,360,895
前払費用		206,930	204,460
未収入金		7,453	12,823
未収委託者報酬		3,291,565	3,363,312
未収運用受託報酬		912,489	1,198,432
未収収益		50,722	41,310
繰延税金資産		447,651	504,497
その他		428	7,553
流動資産計		26,687,885	26,693,285
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	110,298	75,557
器具備品	※1	66,464	122,169
土地		710	710
リース資産	※1	10,562	7,275
有形固定資産計		188,035	205,712
無形固定資産			
ソフトウエア		96,732	73,887
電話加入権		12,706	12,706

無形固定資産計	109,439	86,593
投資その他の資産		
投資有価証券	6,783,747	10,257,600
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	1,546	1,170
長期差入保証金	511,637	534,699
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	523,217	536,754
その他	192	―
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産計	8,838,366	12,348,249
固定資産計	9,135,840	12,640,555
資産合計	35,823,726	39,333,840

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,524	3,143
未払金	61,012	29,207
未払手数料	1,419,878	1,434,393
未払費用	1,150,008	1,287,722
未払法人税等	459,723	1,397,293
未払消費税等	26,700	135,042
賞与引当金	1,251,100	1,263,100
役員賞与引当金	82,900	85,600
その他	46,283	23,128
流動負債計	4,501,131	5,658,632
固定負債		
リース債務	7,841	4,698
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
役員退職慰労引当金	93,560	88,050
固定負債計	1,583,902	1,632,952
負債合計	6,085,034	7,291,585

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	26,100,773	28,387,042
利益剰余金合計	27,544,504	29,830,773
株主資本合計	29,700,773	31,987,042
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	37,917	55,213
評価・換算差額等合計	37,917	55,213
純資産合計	29,738,691	32,042,255
負債純資産合計	35,823,726	39,333,840

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	4,371,647	5,111,757
委託者報酬	28,124,470	26,383,145
その他営業収益	64,558	82,997
営業収益計	32,560,677	31,577,899
営業費用		
支払手数料	13,056,474	11,900,832
広告宣伝費	169,346	93,131
公告費	2,915	―
調査費		

調査費	1,331,709	1,637,364
委託調査費	3,213,013	2,959,680
委託計算費	137,135	79,120
営業雑経費		
通信費	39,943	42,497
印刷費	501,370	517,371
協会費	24,788	24,374
諸会費	2,492	3,778
その他	109,609	122,930
営業費用計	18,588,799	17,381,079
一般管理費		
給料		
役員報酬	209,010	218,127
給料・手当	2,852,929	2,809,008
賞与	129,064	86,028
退職金	32,873	9,864
福利厚生費	639,080	647,269
交際費	22,638	29,121
旅費交通費	142,966	159,224
租税公課	174,826	199,255
不動産賃借料	620,232	622,807
退職給付費用	217,625	219,724
固定資産減価償却費	57,699	71,624
賞与引当金繰入額	1,251,100	1,263,100
役員退職慰労引当金繰入額	38,169	36,130
役員賞与引当金繰入額	80,300	85,500
諸経費	564,747	901,001
一般管理費計	7,033,264	7,357,787
営業利益	6,938,613	6,839,032
営業外収益		
受取配当金	4,517	23,350
受取利息	675	199
投資有価証券売却益	6,051	6,350
業務委託関連引当金戻入	4,000	―
為替差益	123	―
その他	5,690	2,831
営業外収益計	21,058	32,732
営業外費用		

投資有価証券売却損	21,990	5,000
為替差損	―	1,784
その他	113	0
営業外費用計	22,103	6,784
経常利益	6,937,568	6,864,980
税引前当期純利益	6,937,568	6,864,980
法人税、住民税及び事業税	1,881,549	2,242,775
法人税等調整額	225,697	△78,014
法人税等合計	2,107,247	2,164,761
当期純利益	4,830,321	4,700,218

（３）【株主資本等変動計算書】

第45期　（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						△2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	△2,764,300	△2,764,300			△2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

第46期　（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						△2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	△2,413,950	△2,413,950			△2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

注記事項

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～30年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金
役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	※1.有形固定資産の減価償却累計額
建物　454,117千円	建物　465,964千円
器具備品　272,531千円	器具備品　266,621千円
リース資産　10,688千円	リース資産　8,719千円
2.保証債務	2.保証債務
被保証者　従業員	―
被保証債務の内容　住宅ローン	
金額　940千円	

（株主資本等変動計算書関係）
第45期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）
1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	2,413,950	利益剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	利益剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に

係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。
これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第45期（平成29年3月31日）　(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,770,643	21,770,643	－
（2）未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	－
（3）未収運用受託報酬	912,489	912,489	－
（4）未収入金	7,453	7,453	－
（5）投資有価証券			
その他有価証券	6,732,611	6,732,611	－
資産計	32,714,763	32,714,763	－
（1）未払手数料	1,419,878	1,419,878	－
（2）未払費用（*）	891,704	891,704	－
負債計	2,311,583	2,311,583	－

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

第46期（平成30年3月31日）　(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,360,895	21,360,895	－
（2）未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	－
（3）未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	－
（4）未収入金	12,823	12,823	－
（5）投資有価証券			
その他有価証券	10,206,465	10,206,465	－
資産計	36,141,929	36,141,929	－
（1）未払手数料	1,434,393	1,434,393	－
（2）未払費用（*）	959,074	959,074	－
負債計	2,393,468	2,393,468	－

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬及び（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第45期（平成29年3月31日）	第46期（平成30年3月31日）
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
（3）長期差入保証金	511,637	534,699

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（5）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第45期（平成29年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	－	－	－
未収委託者報酬	3,291,565	－	－	－
未収運用受託報酬	912,489	－	－	－
未収入金	7,453	－	－	－
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	－	2,222,381	467,133	－
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	－

第46期（平成30年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	－	－	－
未収委託者報酬	3,363,312	－	－	－
未収運用受託報酬	1,198,432	－	－	－
未収入金	12,823	－	－	－
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	－
合計	27,858,863	373,466	657,576	－

（有価証券関係）

1.子会社株式

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第45期（平成29年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	△122,257
小計	2,850,146	2,972,404	△122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第46期（平成30年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	△166,093
小計	7,683,969	7,850,063	△166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,546,322	1,482,500
退職給付費用	149,442	147,235
退職給付の支払額	△213,264	△105,520
その他	―	15,987
退職給付引当金の期末残高	1,482,500	1,540,203

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	―	―
年金資産	―	―
	―	―
非積立型制度の退職給付債務	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第45期　149,442千円　　第46期　147,235千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第45期は68,183千円、第46期は72,489千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	12,099	71,030
賞与引当金	386,089	386,761
社会保険料	29,075	30,549
未払事業所税	4,693	4,247
その他	21,191	11,908
繰延税金資産合計	453,148	504,497
繰延税金負債		
その他	△5,496	―
繰延税金負債合計	△5,496	―
繰延税金資産の純額	447,651	504,497
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	454,152	471,610
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	28,748	26,961
その他	57,051	62,550
繰延税金資産小計	618,499	639,668
評価性引当額	△ 78,546	△ 78,546
繰延税金資産合計	539,952	561,121
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 16,734	△ 24,367
繰延税金負債合計	△ 16,734	△ 24,367
繰延税金資産の純額	523,217	536,754

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第45期及び第46期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第45期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2．　地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1．　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2．　地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	7,724円34銭	8,322円66銭
1株当たり当期純利益金額	1,254円63銭	1,220円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
当期純利益(千円)	4,830,321	4,700,218
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	4,830,321	4,700,218

普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付にて、当社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、及び住友生命保険相互会社が、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2017年９月末現在	事業の内容

三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（2017年９月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2017年９月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(１)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(２)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
(３)委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。
(４)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
(５)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
(６)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
(７)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
(８)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
(９)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
(10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
(11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年６月５日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　浩　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅　津　　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年５月11日付にて、会社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主が、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田　浩司　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているカナダ高配当株ツインα（毎月分配型）の平成29年10月18日から平成30年4月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）の平成30年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。